

《正岡子規(36)の続き》その279
子規直系の系族と養嗣子

平岸 三八

子規の妹・律は、子規より数え年では3歳若い。明治3年(一八七〇)閏10月1日の出生である。

明治25年11月、子規を迎えられて、母と共に上京。以後、子規の死まで母を助けて病床の子規の介護に献身した。

便通及繻帯取替と「仰臥漫録」に毎日記されている。この両者は子規にとっても、律にとっても毎日の大役であった。大食の子規の排便は「山ノ如シ」と書いている。それにしばしば下痢をしていてその仕末は大変だったと思われる。カリエスによる膿瘍の瘻孔の手当は、痛み堪え難く号泣又号泣するほどであった。それほど毎日世話になりながら、子規は「仰臥漫録」の九月二十日と二十一日(明治34年)に口を極めて律を罵倒している。

これは以前にも書いたことがあるが、筆の続きでまた書く。

先ず二十日の分から始める。長文だから適宜省略する。句統をほどこした。

「律ハ理窟ツメノ女ナリ。同感同情ノ無キ木石ノ如キ女ナリ。義務的二病人ヲ介抱スルコトハスレドモ、同情的二病人

ヲ慰ムルコトナシ。病人ノ命ズルコトハ何ニヨモスレドモ、婉曲ニ諷シタルコトナドハ少シモ分ラズ。(中略)病人ガ食ヒタイトイヘバ、若シ同情ノアル者ナラバ、直ニ買フテ来テ食ハシムベシ。律ニ限ツテソナコトハ曾テ無シ。(中略)直接ニ命令スレバ、彼ハ決シテ此命令ニ違反スルコトナカルベシ。其理窟ツポイコト言語同断ナリ。(中略)時々同情トイフコトヲ説イテ聞カスレドモ、同情ノ無イ者ニ、同情ノ分ル筈モナケレバ、何ノ役ニモ立タズ。不愉快ナレドモアキラメルヨリ外ニ致方モナキコトナリ。」

これだけでは足りず、翌二十一日に、更に長文を書く。

「律ハ強情ナリ。人間ニ向ツテ冷淡ナリ。彼ハ到底配偶者トシテ世ニ立ツ能ハザルナリ。シカモ其事ガ原因トナリテ、彼ハ終ニ兄ノ看病人トナリ了レリ。若シ余ガ病後、彼ナカリセバ余ハ今頃如何ニシテアルベキカ。看護婦ヲ長ク雇フガ如キハ、我能ク為ス所ニ非ズ。ヨシ雇ヒ得タリトモ、律ニ勝ル所ノ看護婦、即チ律ガ為スダケノ事ヲ為シ得ル看護婦アルベキニ非ズ。律ハ看護婦デアルト同時ニオ三ドンナリ。オ三ドンデアルト同時ニ、一家ノ整理役ナリ。一家ノ整理役デアルト同時ニ、余ノ秘書ナリ。書籍ノ出納、原稿ノ浄書モ不完全ナガラ為シ居ルナリ。而シテ彼ハ、看護婦ガ請求スルダケノ看護料ノ十分ノ一ダモ費サザルナリ。野菜ニテモ、香ノ物ニテモ、何ニテモ一品アラバ彼ノ食事ハ了ルナリ。肉ヤ肴ヲ

買フテ自己ノ食料トナサンナドトハ、夢ニモ思ハザルガ如シ。若シ一日ニテモ彼ナクバ、一家ノ車ハ其運転ヲトメルト同時ニ、余ハ殆ンド生キテ居ラレザルナリ。故ニ余ハ、自分ノ病氣ガ如何ヤウニ募ルトモ厭ハズ。只彼ニ病無キコトヲ祈レリ。彼在リ、余ノ病ハ如何トモスベシ。若シ彼病マンカ、彼モ余モ一家モニツチモサツチモ行カヌコトトナルナリ。故ニ余ハ常ニ彼ニ病アランヨリハ、余ニ死アランコトヲ望メリ。彼ガ再ビ嫁シテ再ビ戻リ、其配偶者トシテ世ニ立ツコト能ハザルヲ證明セシハ、暗ニ兄ノ看病人トナルベキ運命ヲ持チシ為ニヤアラン。禍福錯綜、人智ノ予知スベキニアラズ。」

ここまで子規も一氣に書いて筆を止めたのであろう。筆者もつい全文を写し取ってしまったほどで、律が子規一家の中心であることが、よく分る記述である。いったん筆を止め、俳句三句を書いたあとに、子規は尚書き続ける。これでは書き足りないと思つたのであろう。

「彼ハ癩癩持ナリ。強情ナリ。氣ガ利カヌナリ。人ニ物問フコトガ嫌ヒナリ。(中略)彼ノ欠点ハ枚挙ニ違アラズ。余ハ時トシテ彼ヲ殺サント思フ程ニ腹立ツコトアリ。(中略)他日、若シ彼ガ独リデ世ニ立タネバナラヌトキニ、彼ノ欠点ガ如何ニ彼ヲ苦ムルカヲ思フタメニ、余ハ成ルベク彼ノ癩癩性ヲ改メサセント常ニ心ガケツツアリ。」(略)

「殺サント思フ」とは、何という憎悪であらう。